平成２１年（フ）第１１６１号
兵庫県西宮市甲陽園本庄町６番25―616号
債務者　横山　周平
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１７８号
兵庫県西宮市小松北町２丁目２番１―402号
債務者　矢羽野勝子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１９９号
兵庫県西宮市伏原町７番22号エトワール105号
債務者　真砂みどり
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１３７号
兵庫県豊岡市日高町鶴岡319番地
債務者　藤本　　泰
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
兵庫県豊岡市日高町鶴岡319番地
債務者　藤本かおり
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第４９８号
高知市一ツ橋町２丁目43番地２
債務者　小笠原國昌
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４９９号
高知市一ツ橋町２丁目43番地２
債務者　小笠原絹子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７８４号
高知市六泉寺町153番地７
債務者　今井　孝明
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７８号
岩手県遠野市上郷町平倉28地割５番地３
債務者　奥寺俊一朗
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第７９号
岩手県遠野市上郷町平倉28地割５番地３
債務者　奥寺　麻純
1　決定年月日時　平成22年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第４１０号
福島県二本松市渋川字大森越121番地　市営住宅大森団地２―11
債務者　阿部　政三
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第３４６号
福井市二の宮２丁目25番30号　ロイヤルファミールＡ棟105
債務者　小林　敏幸
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８７号
福井県越前市深草１丁目13番25号、旧住所福井県越前市北府３丁目14番５号　７番
債務者　奥村ひかり
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３２号
福井市花堂中２丁目13番11号
債務者　中島由紀代
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３４号
福井市大宮５丁目６番28号
債務者　安東和子こと　李　　和
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４０号
福井市下江守町第23号１番地４
債務者　山崎　　豊
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４４号
福井県越前市家久町１丁目22番地の５
債務者　河上　　稔
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４５号
福井県越前市家久町１丁目22番地の５
債務者　河上　真弓
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係